

報告書に記入する番号です。

三島市指令第 〇〇〇号

補助金等交付決定通知書

それぞれ、完了報告書の<u>令和〇〇年</u> 〇月〇日付け三島指令第〇〇〇号 の箇所に記入してください

住 所 三島市中央町5-5

氏 名 三島 太郎

令和 5年 4月 10日付けで申請のあった三島市スマートハウス設備導入費補助 全については、三島市補助金等交付規則第6条の規定により下記条件を付して交付する。

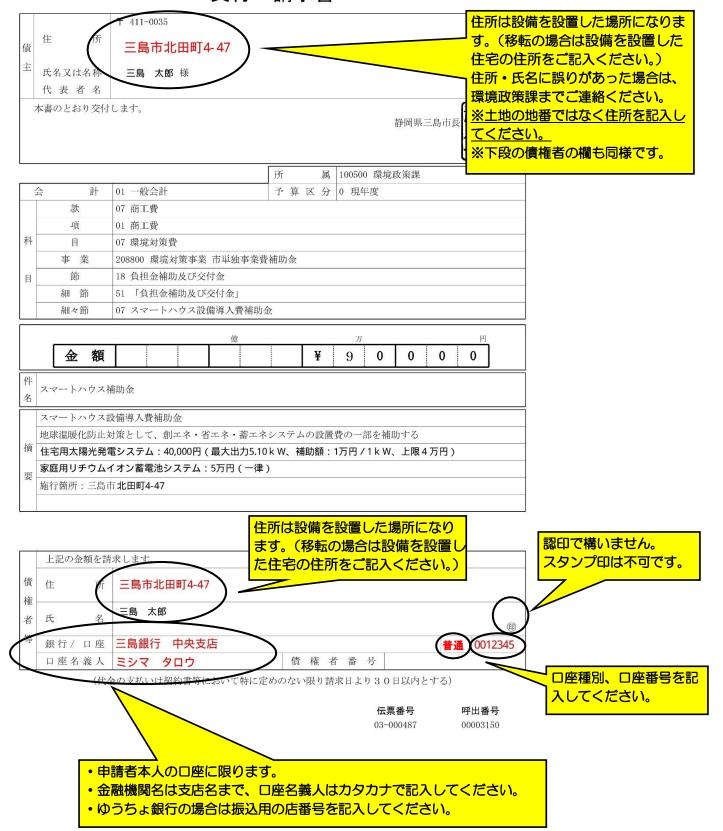
令和 5年 4月 10日

報告書に記入する日付です。

三島市長 豊岡 武士

1	補助金額	90,000円
		ママートハウス設備の設置 報告書に記入する金額です。
2	使歴または	・住宅用太陽光発電システム
	目的	・家庭用リチウムイオン蓄電池システム
	日 127	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3		(交付規則に定める条件及び主管部課の指示事項)
		1 補助金等は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
		2 補助事業の中止または内容を変更する場合は、あらかじめ市の承認
		を受けること。
		3 補助事業が予定期間内に完了しない場合または遂行が困難となっ
		た場合は、市長に報告してその指示を受けること。
		4 市長は補助事業が適正に行われているかどうかを知るために必要
		があると認めるときは、報告を徴収し、関係帳簿書類その他必要な
		物件を調査できるものとし、決定通知を受けたものはこれに協力し
	# H =	なければならない。
	条件及び	5 補助金の交付を受けて取得しまたは効用の増加した財産は、その法
	指 示	定耐用年数の期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の
		交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担
		保に供してはならない。
		6 完了報告は、設置完了後30日以内または令和6年3月31日の早いほう
		の日までに速やかに提出すること。
		7 設置完了後、発電量等の必要なデータの提供を求めることがありま
		す。
		8 太陽光発電パネルの設置にあたっては、反射光が近隣住民の迷惑に
		ならないように十分に配慮すること。
		9 完了報告書の提出時に、別紙「スマートハウス設備導入費補助金ア
		ンケート」を併せて提出すること。
4	備考	

## 交付 · 請求書



住所、口座情報などを<u>訂正する場合は</u>、訂正箇所を二重線で抹消し<u>訂正印の押印</u>をお願いします。